

2015年6月に始まつた「コード」がバナナコードが2018年6月に改訂された。東京証券取引所が公表した「改訂前から改訂後」によれば、取締役会の「モニタリングボーナド」としての役割がより強調されている。そこにはCEOの後継者計画に関与し、育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われるよう適切に監督を行う(補充原則4-1③)といった役割も含まれている。

中小企業のガバナンスとは

筆者は東海学園大学の市古勲教授との共同研究で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した目的を社外取締役のスキ

愛知淑徳大学
ビジネス学部教授
浅井 敬一郎

経営に対し多大な責任とリスクを負っていることは、「マネジメント的発想」に直結するであろう。しかし金融機関、従業員、顧客、マスクミーといったステークホルダーを考えると中小企業にもガバナンスは効いていると筆者は考える。特徴的なのが金融機関への対応である。2016年版「中小企業白書（322頁）」では、金融機関が中小企業に融資する際に考慮している項目と、中小企業が金融機関から融資を受け取引先、地域住民、行政、マスクミーといったステークホルダーを考えると中小企業にもガバナンスは効いてると筆者は考える。特徴的なのが金融機関への対応である。2016年版「中小企業白書（322頁）」では、金融機関が中小企業に融資する際に考慮している項目と、中小企業が金融機関から融資を受けた結果、従業員への対応は、そのまま定着率や新規採用、中途採用に直結する。このように中小企業のガバナンスは、「意思決定の健全性チェック」を各ステークホルダーへの対応を通じてどう受けるかであり、制度的な対応が求められていない分、より強く意識して対応しなければならないと言えるだろう。

ステーケホルダー
への対応が鍵に

客
仕
と
一つの方法が「外部評価」に
堪えうる経営指針発表会
想」
であり、これを当たり前の
こととして公開で行つてい
じか
る中小企業も多い。

また従業員への対応は、そのまま定着率や新規採用、中途採用に直結する。このように中小企業のガバナンスは、「意思決定の健全性チェック」を各ステークホルダーへの対応を通じてどう受けるかであり、制度的な対応が求められていない分、より強く意識して対応しなければならないと言えるだろう。

ルという視点から調査を行つた。限られた上場企業のケースではあるが、どの方がバランス体制を採用するかは、トップマネジメントの考え方や姿勢に依存していく。また独立社外取締役のスキルについても、いわゆる「攻めのガバナンス」を行うに際して「有効に利用」しており、社外取締役の選任も「マネジメント的発想」で行われていることが明らかとなつた。

さて、所有と経営が一致していることが多い中小企業にはガバナンスが効かないのか。株主からのチェックは経営者の自己チェックによる面は否めない。また

る際に、担保・保証以外に考慮して欲しい項目の比較を行つてある。「両者に共通しているのが、『財務内容』『事業の安定性、成長性』である。中小企業は次いで「返済実績・取引振り」「営業力、既存顧客との関係」と回答している。他方、金融機関は「代表者の経営能力や人間性」「会社や経営者の資産余力」と回答している。このことから、金融機関は経営者の資質等をより重視していることが分かり、両者の視点に違いが見られることがわかる。

金融機関が経営者の資質をより重視するのは、2013年12月に中小企業庁が